# 子ども・若者の支援について 提言書



令和6年1月 戸田市議会 健康福祉常任委員会

# 1. はじめに

令和5年4月「こどもまんなか社会」実現を掲げた、こども家庭庁が発足した。「こどもまんなか社会」とは、すべての子どもが「心身の状況、おかれている環境とにかかわらず、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」と明記されている。この社会を実現するには、近年、増大する様々な課題と向き合う必要がある。例えば、特別な支援を必要とする子どもについては、0歳から18歳まで、その発達・教育を総合的に切れ目なく支援していく必要がある。そして子どもたちだけでなく保護者への支援も充実させていかなければならない。

また、ヤングケアラーへの支援も欠かせない。令和 4 年 4 月に厚生労働省が行った実態調査では、小学 6 年生の 6.5%にあたる 15 人に 1 人が「世話をしている家族がいる」と答えている。そのような中、本市では具体的な取組として、「ケアラー支援条例」を制定し、ヤングケアラーコーディネーターをこども健やか部に配置した。これらにより、小中学校、教育委員会をはじめとした関係機関・団体等と連携を強め、ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげている。当委員会としても、多様な視点によるヤングケアラーの早期発見とニーズの把握が必要と考える。

その他、ひきこもりについても、正しい理解を広め、少しでも早く支援につながる機会を設ける必要がある。ひきこもりは、特別なことではなく、誰にでも起こりうるストレス対処の一つであるが、偏見や誤解により長期化、深刻化させる結果となっている。

以上のような現状認識の中、当委員会は、「子ども・若者の支援について」を年間活動テーマ に掲げ、活動してきた。その活動の一環として、子ども・若者が自分らしく生きられるよう、新た な支援策について調査・研究を行い、この度、提言するものである。

# 2. 提言項目一覧

# 【発達支援】

# 提言 1:切れ目のない支援を

- (1)福祉と教育を一体化した 0歳~18歳まで変わらぬ相談・支援体制
- (2)関係機関における情報共有体制

# 提言 2:多様な専門職による支援を

- (1)専門職(作業療法士)による遊具を使用したトレーニングルームの設置
- (2)ライフステージに合わせた支援

# 【ヤングケアラー支援】

提言 3:気づきや発見につながる取組を

(1)周知·啓発

提言 4:支援に向けた体制整備を

- (1)関係部署間の連携
- (2)人材育成
- (3)研修会の実施

# 【ひきこもり支援】

# 提言 5:正しい理解と効果的な支援を

- (1)理解度向上に向けた周知・啓発
- (2)居場所の提供
- (3)アウトリーチ型支援

# 3. 提言内容

## 【発達支援】

### (1) 現状と課題

困難を有する子どもや若者の相談・支援については、継続した切れ目のない支援が求められているが、保健、医療、福祉、教育、就労等の連携や支援がまだ十分ではないため、それぞれの 年齢や抱える悩みによって、窓口や担当部局が異なっている。

本市の発達支援においても、年齢ごとに相談・支援の担当部局が異なり、各々、部局の範囲 内のみの支援となるため、小・中・高等学校等への進学時や就職・入所時において、支援の途切れを感じるとの声も多い。

当事者やその家族ファーストの一人一人のライフステージに合わせた支援を行うためにも、部局や関係機関をまたがり、長期的な視点でその子の将来に適した支援をトータルコーディネートできる、継続した切れ目のない相談・支援体制の構築が必要である。

#### <戸田市の年齢ごとの発達支援の相談支援体制>

	幼児教育·保育	小中学校	進学・就職など	成人以降
市	健康福祉部 こども健やか部	教育委員会事務局	_	健康福祉部
関係 団体	幼保園、あすなろ学園、 福祉保健センター	教育センター 放課後デイサービス	特別支援学校、 福祉作業所等、就労支援 センター、ハローワーク	障害者支援施設(通 所·入所)
備考	・検査 ・預け先の相談	·進路相談	・就労や進学、施設等の相談	

## (2) 先進事例≪日野市の発達教育支援センター「エール」≫

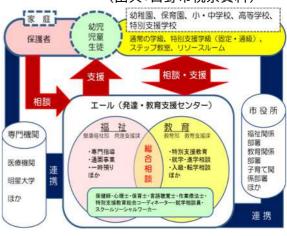
0歳~18歳までの、発達面、行動面、学校生活面の支援を必要とする子どもや不安のある保護者、関係機関に対して、福祉分野と教育分野が一体となって窓口を一本化、わかりやすい相談体制、切れ目のない支援を実現している。

元々、子どものライフステージに合わせた切れ目の ない支援を行う上で、就学前の福祉部だけではなく、 小中学校の教育部との連携が必要ではないかとして 障害児施設の再編に合わせて一体化した。

#### ① エール3つの特徴

1. 発達や教育に係る相談・支援の組織と窓口が一本 化。市長部局の子ども部と教育委員会の教育部にま たがる発達・教育支援課を設置した。(職員・センター 長は子ども部と教育部を併任)

#### ▼相談支援、関係機関との連携体制 (出典:日野市視察資料)



- 2. 福祉と教育の連携による切れ目のない支援を実施している。
- 3. 多様な専門職による総合支援を実施している。(心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、 就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなど)

#### ② エールの事業

#### エールで実施している事業

	事業名	内容
相	心理相談 言語相談	心理士、言語聴覚士による相談 発達・知能検査
	一般相談	保健師による相談 家庭環境の相談など保護者支援 (来所相談、訪問により実施)
談事	医療相談	専門医による相談
業	就学、進学相談 入級、転学相談	特別支援学級や特別支援学校への就学、 進学の相談
	障害児相談	「児童福祉法」に規定する障害児相談 「障害者の日常生活及び社会生活を支援 するための法」に規定する計画相談支援

	事業名	内容
支援事業	通園事業	児童福祉法に基づく児童発達支援
	保育所等訪問支援	通園事業保育士が、保育所、幼稚園を 訪問し支援
	幼児親子グループ	1歳6か月児健診や3歳児健診後の フォローグループ
	集団専門指導	2歳から就園前の療育グループ
	個別専門指導	言語聴覚士によることばの指導 作業療法士による身体・活動指導
	集団トレーニング	幼児スキルトレーニング (年長) ライフスキルトレーニング (高校生) ペアレントトレーニング (保護者)

	事業名	内容
支援事業	巡回相談	保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校 への専門家による巡回相談
	スクールソーシャル ワーカー(SSW)	学校からの依頼により派遣 学校担当制
	SSW居場所支援事業	SSWによる学校にいけない児童・生徒のための居場所支援事業
	一時預かり	障害がある、または発達に支援が必要な2歳から就学前までを対象
	保護者交流	親の会が使用できる交流室を設置 事業ごとに保護者交流を実施

#### 学校への事業

	名称	内容
特別支援教育	特別支援学級	固定学級 知的障害 自閉症·情緒障害 通級指導学級 言語障害 難聴
	特別支援教室	「ステップ教室」 旧 情緒障害等通級指導学級 自立活動中心に在籍校で個別指導等
	リソースルーム	「学習の保健室」 日野市独自 教科学習の困難に個別の学習支援
	ひのスタンダード	日野市の基準となる取組 包み込むモデル 授業のユニバーサルデザイン化の研究

- 1. 相談は全てエールが対応しており、保護者はエールに相談すれば大丈夫という安心感を持てる。これにより、知名度と共に相談件数が増加している。専門家による、子どもや家族への切れ目のない継続的な総合支援がなされている。
- 2. 療育の基幹センターとして、エールの専門家が園や学校等の巡回相談を実施している。

#### ③「かしのきシート」(個別の支援計画書)

エールを中心に作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」。システムにより、子ど

もの成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、30歳まで管理し、関係機関 76 拠点と情報を共有。(エール、保育園、幼稚園、小・中学校、学童クラブ、高等学校等)



(出典:日野市視察資料)

1. 日野市ではシステムを活用して市が管

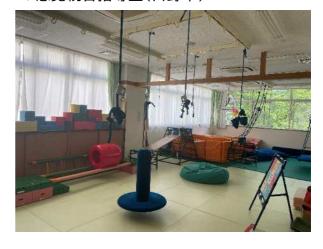
理している。一方、本市では、県の用意しているサポート手帳を保護者が任意で活用している。 日野市の「かしのきシート」のような共有システムを導入する場合には、市内関係団体も活用 する前提での体制整備が必要と考える。

#### ④ 専門職(作業療法士)による運動発達支援

エールでは、作業療法士による身体の動かし方や コミュニケーションの取り方、遊びについて専用の 遊具を使用し、子どもへ指導を行っている。

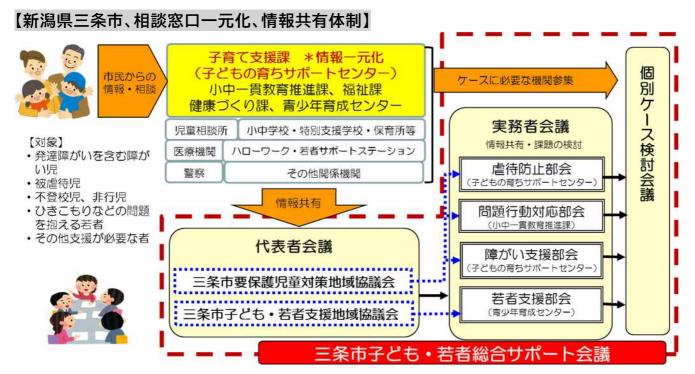
また、高校生を対象にライフスキルトレーニング (基本的なビジネスマナートレーニング)や保護者向 けペアレントトレーニングといった支援が行われ、ラ イフステージに合わせた支援が充実している。

#### ▼感覚統合指導室(日野市)



#### <その他の先進事例> 【四国中央市子ども若者発達支援センターパレット】

- 4つの部署
- 1. 子ども・若者総合相談センター
- 2. 児童発達支援センター
- 3. 子どもホーム・西部子どもホーム(放課後等デイ)
- 4. 発達支援課管理係



(出典:三条市子ども・若者総合サポートシステムマニュアル)

## (3) まとめ

特別な支援を必要とする子どもやその家族を支援するためには、行政分野を超えた切れ目のない関係機関の連携が不可欠であり、その推進が求められる。

とりわけ、福祉と教育の連携については、学校と障害児通所支援事業所、保護者も含めた 情報共有が必要となる。

それぞれの立場が異なっても、健やかに成長することができる社会の実現を思う気持ちは同じである。特別な支援を必要とする子どもが社会参加に至るまで、切れ目のない支援が受けられるように以下、提言する。

# 【提言項目】

# 提言 1:切れ目のない支援を

## (1) 福祉と教育を一体化した 0歳~18歳まで変わらぬ相談・支援体制

発達や教育に係る相談・支援の窓口を一本化し、わかりやすい相談・支援体制を整備する。組織は、健康福祉部、こども健やか部及び教育員会事務局の職員に「併任辞令」を出すなどで構成し、様々な相談、支援にスムーズに対応できる組織にすることを求める。

# (2) 関係機関における情報共有体制

切れ目のない支援を実施するに当たり、健康福祉部及び教育委員会事務局をはじめとする子育て支援に関わる部署による、「かしのきシート」のような個別の支援計画による情報共有するためのシステム(30歳まで)を導入することを求める。

# 提言 2:多様な専門職による支援を

# (1) 専門職(作業療法士)による遊具を使用したトレーニングルームの設置

本市では、発達に心配のある子どもに対し、フォロー事業として、親子教室で言語聴覚士によることばの指導は行われているが、遊具による運動発達支援は、行なわれていないことから、1歳8か月児健診で、発達支援の必要性や、疑いがあると判断され



た場合などに、作業療法士の指導による遊具を利用できるような感覚統合指導室を設置することを求める。

# (2) ライフステージに合わせた支援を

対象となる子どもとその家族の生活環境等を理解した上で、成人期への橋渡しとなるよう、 個別専門指導と共に、高校生や保護者、きょうだいへのプログラムなど集団トレーニングといっ た、各ライフステージに合わせた専門職による支援の充実を求める。

## 【ヤングケアラー支援】

#### (1) 現 状

日本国内で、ヤングケアラーという言葉が広く一般に使われるようになったのは最近のことである。2014年にイギリスで「子どもと家族に関する法律」が成立し、日本でも 2020 年に埼玉県で全国初のケアラー支援条例が制定され、条例内でヤングケアラーへの支援について明記された。

そして、国では厚生労働省と文部科学省の連携によるヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが立ち上がった。背景としては、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要であることから連携の強化・支援の充実を図ることとなった。

このように国及び埼玉県で動きはじめた「ヤングケアラー」について、他自治体でも試行錯誤、 手探り状況の中、対応策について徐々に動き出してきた。

## (2)課題

#### ① 学業への影響

ヤングケアラーは、家族のケアに時間を取られ、自宅での勉強時間を削りがちである。またトイレの介助など、夜も対応が必要な家族の介護をしていると、十分な睡眠時間を取ることが難しいケースもある。睡眠不足のため遅刻をしたり、体調不良になって欠席・早退が増えたりすると、成績不振や出席日数の不足につながり、志望校への受験を断念するケースや、進学自体を諦めるなどの影響も考えられる。

#### ② 就職への影響

ヤングケアラーは家族のケアを最優先であるため、自分の希望に合わない就職先を選ぶことがある。例えば、家族をケアするために自宅からなるべく近い職場を選んだり、さらには就職そ

のものを諦めたりすることも珍しくない。その他にも、学生時代に勉強や部活動などに打ち込めなかったため、就職活動において自分を存分にアピールできず、採用に至らないというデメリットもある。

#### ③ 友人関係への影響

学生時代は同級生や先輩・後輩などさまざまな人たちと触れ合い、自分を成長させる時期でもある。しかし、自分で使える時間が極端に少ないヤングケアラーは、友人とのコミュニケーションが十分に取れない傾向があり、孤独を感じがちである。

#### (3) ヤングケアラーとは

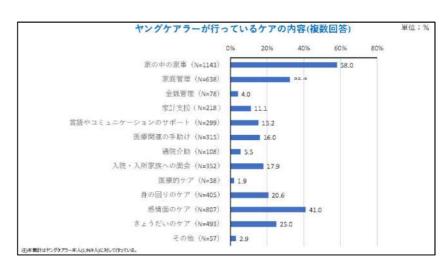
慢性的な病気や障がい、精神的問題やアルコール・薬物依存を抱える家族などを世話している 18 歳未満の子どもや若者を指す言葉である。日本では 2014 年頃から、家族ケアを担うこうした子どもや若者がメディアの関心を集めるようになった。



## (4) 埼玉県福祉部地域包括ケア課による実態調査

埼玉県が令和2年度に県内の高校2年生に行ったヤングケアラー実態調査によると、回答者の 4.1%(約25人に1人)の生徒がヤングケアラーであることが分かった。また、回答者のうち

75%は高校生になる前にケアを 始めている。そして、ケアをして いる相手は、母が最も多く、その 他は多い順に祖母、弟・妹、祖父、 父、兄・姉である。また、ケアの内 容は、家の中の家事、感情面のケ ア、家庭管理が多く、その他にも 介助や家族のために通訳をする



▲出典 埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査

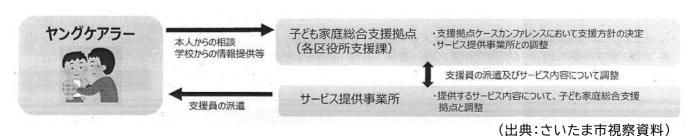
など、様々なケアを行っている。更に、ケアに使っている時間は、学校のある平日では1時間未満が最多で、4人に1人は2時間以上ケアをしている。例えば、家族のためにアルバイトで働いたり、家族の代わって幼い弟や妹の世話などである。学校のない休日になると、約4割のヤングケアラーが2時間以上ケアをしている状況である。

#### (5) 先進事例≪さいたま市≫

さいたま市では、ケアラー支援条例が令和4年7月1日より施行され、ヤングケアラーへの支援事業が開始されている。令和5年度は、ヤングケラー支援に係る事業として、①ヤングケアラー訪問支援事業、②ヤングケアラー支援に関する研修会、③ヤングケアラー相談窓口の周知を実施する。また、さいたま市では市内18か所の児童センターをさいたま市社会福祉事業団が指定管理者として運営しており、事業団独自で「ケアラー支援宣言」を行う等、ヤングケアラー業務を行っている。

#### ① ヤングケアラー訪問支援事業について

ヤングケアラーの日常生活における負担軽減を目的として訪問支援員を派遣するもので、令和4年9月から事業が開始されている。このヤングケアラーの訪問支援事業については、10区の区役所に設置し子ども家庭総合支援拠点がその必要性についての判断、利用の案内、利用の調整等に関わることにしている。そして、ヤングケアラーを含む世帯全体の事案と捉え、関係する機関が協力して対応すべきと考えである。



#### ② ヤングケアラー支援に関する研修会

ヤングケアラーの基本理念についてのコースを加え、令和4年度では元ヤングケアラーの当事者の方を招き、自身の体験談の講演を実施。そして、令和5年度は、日々、子どもに接する機会の多い関係機関の方に対し、ヤングケアラーの認知度を高めるとともに、ヤングケアラーの理解と支援ということで外部講師を招き研修会を実施。

#### ③ ヤングケアラー相談窓口について

さいたま市では、子ども家庭総合支援拠点において、ヤングケアラーの相談を受け付けている。その旨を周知するため、チラシ等を作成し、子どもや保護者が多く集まるような場所に掲示している。

#### (6) 今後ヤングケアラーと思われる子どもに気付くポイント

#### ① 支援機関別の気付きのポイント

ヤングケアラーは自らがヤングケアラーだと相談してくるケースは多くなく、関係者が「気付く」 ことが必要である。

日々の業務の中で、もしかしたらヤングケアラーではないか、ケアの対象者の家族にヤングケアラーがいないかなど、家族全体を見る視点が大切である。

例えば、家族構成の変化などにより生活環境が変わった場合には、子どもが家事を担うきっかけになる可能性がある。

#### ② アウトリーチの重要性

本人・家庭には自覚がなく支援サービスが届かない可能性があるため、アウトリーチ (訪問等による情報の伝達)が重要である。また、サービスを認識していても、学校等に行っている子どもが支援相談窓口などに問い合わせることには様々な障壁がある。

既に家族が何等かのサービスを受けている場合は、普段から家族と接点のある担当者が日頃から様子を気にかけたり、家族に対しても困ったことがあったら話して欲しい旨を伝えておくことで、ヤングケアラーと思われる子どもに早期に気付ける可能性がある。

## (7) 様々な分野で求められる対応

#### ① 児童福祉分野

要保護児童や要支援児童ほど支援の緊急性は高くなくとも、ヤングケアラーは支援を必要としている。また、家族側も子どもにケアの負担をかけていることを申し訳なく思っていることもあるため、児童虐待と異なり、緊急的に状況を解決するというより、ケアの負担を軽減する支援を活用しながらなるべく家庭での生活を続けていけるよう、本人及びケアを受ける側の家

族の考えや思いにも寄り添いながら支援を行う事が大事である。さらには、見守り・寄り添い や経験者のアドバイス等も重要な支援である。

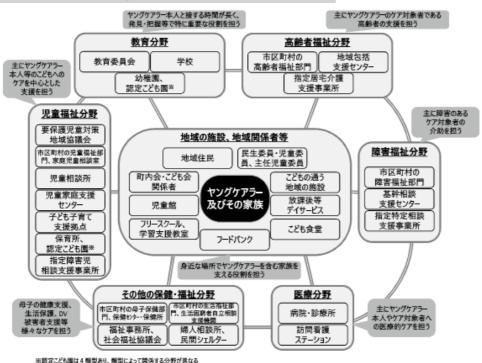
#### ② 学校関係

子どもと日頃接する時間が長い学校関係では、日々の様子からヤングケアラーと思われる子 どもに気づくことのできる可能性が高い。普段接している子どもたちの中にヤングケアラーが いる可能性があることを理解し、日頃から気にかけていることが重要である。

#### ③ 生活福祉·障害福祉·高齢者福祉·保健医療分野等

ヤングケアラーがおかれている状況は様々であり、中には家族の代わりにケアを担わざるを得ない状態にあり、子どもらしい生活を送れずにいるヤングケアラーも存在している。子どもが過度なケアを担わなくてもいいような支援体制を整えることが必要である。また、ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合には、その子どもを気にかけて言葉に耳を傾ける。また、他の機関と連携することが必要である。

#### ④ ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関図



「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜 (有限責任監査法人トーマツ,2022 年)」をもとに一部改変。

#### (8) まとめ

ケアラー(家族等無償の介護者)、ケアラーを気遣う人、ケアラーの抱える問題を社会的に解決しようと、すべての世代のケアラーが、ケアにより心身の健康をそこねたり、学業や仕事に制約を受けたり、貧困や社会的孤立に追い込まれることがなく、個人の尊厳が守られ、安定した生活を送り、将来への希望を持てるよう、その人生を地域や社会全体で支える仕組みづくりが重要である。そのためには社会的支援(気づき、発見、関係部署間の連携)などを進めることで、社会的リスクや社会保障コストを軽減し、社会の支え手の減少を予防し、持続可能な社会をつくることである。

よって、以下、提言する。

# 【提言項目】

# 提言 3:気づきや発見につながる取組を

## (1) 周知·啓発

ヤングケアラーの存在はまだ社会に広く理解されていないのが現状であり、ヤングケアラーであるという自覚がない方もいる。誰しもが当事者や関係者になる可能性があることを認識するためにも、ヤングケアラーに関する概念や考え方を周知・啓発し、ヤングケアラーの早期発見や把握につながることを求める。

# 提言 4:支援に向けた体制整備を

# (1) 関係部署間の連携

ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたり、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、関係部署間の連携が必要となる。そのため、連携する部署にはどのようなところがあり、それぞれの役割としてできること、できないことを把握し、支援の方向性に差異が生じないよう、関係部署で協議し、共通理解を持ったうえで対応することを求める。

# (2) 人材育成

各々の専門領域での支援の質を高めるために、研修や勉強会のほか、ヤングケアラーの支援に当たる職員がどのような疑問や不安を抱えているかを明確にするために、アンケート調査を実施し、その結果、職員が抱える不安や疑問の解消や対応の統一化を図ってほしい。また、支援の中で実践してきたことと今後の支援に生かせる事柄について考察すること(事例検討会)についても求める。

# (3) 研修会の実施

ヤングケアラーが置かれている状況を理解し、その気持ちを尊重しながら、必要に応じて適切な福祉サービスや必要な支援につなげ、子どもの生活環境の改善を図るため、日々子どもに接する機会の多い方に対し、ヤングケアラーの認知度を高めるため、ヤングケアラーへの理解と支援についてヤングケアラー経験者からの体験談を講演いただく機会を設ける等、研修会を実施するよう求める。

# 【ひきこもり支援】

#### (1) 現状と課題

ひきこもりについては、特別なことではなく、誰にでも起こりうるストレス対処の一つがひきこもりである。全国のひきこもり状態にある方は、2019年:推計115万人、2023年:146万人(内閣府こども・若者の意識と生活に関する調査)という調査結果がでているが、理由も様々で、社会で頑張りすぎたことによるものや、希望する就職ができなかったことの結果だったりもする。支援については、家族が相談や支援を求めるまで長年かかることが多いこと、そしてその後も本人が動き出すまで時間がかかるという現実がある。特に問題の認識や理解が深まるまでには時間が必要であり、支援者側も結果を急ぐ社会からのプレッシャーに悩まされることもある。しかし近年では、厚生労働省が成功だけでなく、支援を続けること自体も重要だという認識を示しているため、支援者の間ではその認識が広まりつつあるとのことだ。

一方で、一般社会におけるひきこもりに対する理解はまだ足りておらず、特に事件が報道されるときには特別感を持たれやすいとのことで、働けていないという自己肯定感の欠如や恐怖感、家族が自力解決しようとする傾向などが、ひきこもりの方たちや家族が外部へ相談しにくい要因となっている。

# (2) 先進事例≪熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ≫

ひきこもりに関して悩んでいる概ね18歳以上の本人やその家族に向けて、「電話相談」「来所相談」「家族セミナー」「出張相談会」「ご本人の集いゆるっとスペースCOCO」といった取組が行われている。また、広報啓発事業にも力を入れている。

#### ① ご本人の集い ゆるっとスペースCOCO

同じ経験を持つ仲間との活動を通した交流や、ゆっくりと自分のペースで過ごすことができる居場所としてのスペースを設けている。また、月に一度「女子会」も開催している。「不安はあるけれど自宅以外で過ごす場所が欲しい」「いろいろな活動を体験してみたい」「他の人とコミュニケーションをとってみたい」といった、ゆるっとして、ゆっくり過ごすような場所で、ひきこもり

状態から、少し外に出てみようかな、家以外で過ごす場所が欲しいなという方向けの居場所づ くりが行われている。

#### ② 広報啓発事業

ひきこもりについての理解度は依然として低い傾向にあり、ひきこもりに対する偏見や誤解により、ひきこもり状態を長期化、深刻化させる結果となっている。このことに対し、ひきこもり相談窓口等の支援情報を広く情報発信する

#### ▼熊本県 ひきこもり支援 特設サイト



ことで、支援機関につながるきっかけづくりに力をいれている。

#### 【YouTube 等の SNS を活用した広報活動】

- ・県民のひきこもりに対する理解促進を目的とした特設サイトを制作
- ・相談窓口情報の掲載
- ・ひきこもりへの理解促進のための動画コンテンツの作成・公開
- ・デジタル媒体を活用した幅広い世代へ向けた情報発信 (YouTube、Google、Facebook 等)

#### 【路面電車の車内放送による放送広報】

・熊本市内中心部を走行する路面電車の車内放送を利用した放送広報

#### <その他の先進事例> 【佐賀県子ども・若者総合相談センター】

運営をアウトリーチ実施団体であるNPO法人に委託し、ワンストップ型の支援機能を強化した取組を展開している。いじめ被害や、ひきこもり、家庭内暴力、発達障害、精神疾患、貧困、DV、家庭崩壊、虐待、違法犯罪行為等、アウトリーチ活動で求められる対応は多岐にわたり、アウトリーチにより不適応問題を抱える若年層を支援するという中心的な取組として、フリースペースの運営や就労支援、情報誌の発行などを組み合わせて複合的な取組を行っている。また、複数の専門職によるチーム対応はもちろんのこと、様々な状況にも適切に対応ができるよう、ネット

ワークは、ボランティア団体から専門機関、地域から全国規模の取組に至るまで幅広く、重層的 に構築されている。

#### 【熊本市ひきこもり支援センター「りんく」】

本人や家族の話を聞きながら、ひきこもり支援コーディネーター(臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等)が、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。また、対象者の状態に応じて、医療、教育、労働、福祉などの適切な関係機関へつなげている。

#### (3) まとめ

ひきこもりに悩むということは、特別なことではない。本人や家族が今の状態から変わりたいと思っても、具体的にどうすればよいかわからないまま長期化してしまうケースもある。

ひきこもりと一括りで表現されている以上に課題は複雑化しており、本人や家族だけで解決することは困難であり、周りの理解や支援が必要となる。本人や家族が、少しでも早く支援につながり、関係機関が有機的に連携して切れ目のない支援となることを願う。

よって、以下、提言する。

# 【提言項目】

# 提言5:正しい理解と効果的な支援を

# (1) 理解度向上に向けた周知・啓発

ひきこもり問題は、偏見や誤解が状態を長期化・深刻化させる要因にもなる。そのため、訴求力のあるデジタル媒体(特設サイト、SNS 等)を活用した啓発を行うことにより、ひきこもりについての理解度を高め、少しでも早く支援につながる機会を設けるよう周知・啓発に取り組むことを求める。

# (2) 居場所の提供

自分なりにできることから始めることにより、体や心に変化が現れるようになったという事例もあることから、ゆっくりと自分のペースで過ごすことができる居場所(軽い運動ができる、好きな音楽を聴く、映画や DVD を観る、同じ経験のある人との出会いや交流の場)を提供することを求める。

# (3) アウトリーチ型支援

子ども・若者の自立が達成されるまでの過程は、一担当者、一団体、一分野の活動では補いきれないケースも多い。ひきこもりだけでなく、不適応問題を抱える若年層の支援については、公的支援ではカバーできないケースが多い。特にアウトリーチ機能が不足しているため、専



門性に基づいたアウトリーチ活動を中心とする包括的な支援体制の構築を提案する。なお、 実施に当たっては、多職種のチームを配置できる NPO 等への外部委託を求める。

# 4. おわりに

昨今の地域社会の変化や時代の進歩と共に、子ども、若者、子育て、教育といった分野における様々な課題が顕著になりつつある中、だれ一人取り残さない、そして切れ目のない支援体制、きめ細やかな行政がますます重要となってきている。

そのような中、当委員会では子ども・若者の支援についての視察を、東京都日野市、埼玉県さいたま市、佐賀県、熊本県と精力的に行い、その都度検証と熟議を繰り返してきた。

その結果、とりわけ組織横断的な体制作りが最重要ポイントであることを土台とし様々な提案を行っている。

どうか本提言が、本市の子ども・若者への実りある人生の一助となることを願う。

最後に、当委員会の視察を受け入れて頂いた多くの自治体、関係者の方々に感謝を申し上げたい。

## 健康福祉常任委員会

委員長 三輪 なお子

副委員長 野澤茂雅

委 員 みうら 伸雄

委 員 矢澤青河

委 員 本田 哲

委 員 斎藤直子

委員 細田昌孝



#### 【視察先】

- ・東京都日野市(発達・教育支援センター「エール」)
- ・埼玉県さいたま市(岩槻児童センター)
- ・佐賀県(子ども・若者総合相談センター)
- ・熊本県(ひきこもり地域支援センターゆるここ)

